



## 信州版「新たな会食のすゝめ」「新たな旅のすゝめ」等の 感染防止対策を改定します

新型コロナウイルスの業種別ガイドラインの改定に伴い、「新たな会食のすゝめ」及び「新たな旅のすゝめ」を改定します。併せて、「信州の安心なお店」認証基準を改定します。

### 1 改定の背景

各業界団体が作成する業種別ガイドラインについて、平時への移行プロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、国は合理的な内容となるよう、各業界団体に対して業種別ガイドラインの見直しを働きかけています。

これを受けて、「新たな会食のすゝめ」、「新たな旅のすゝめ」及び「信州の安心なお店」認証基準を改定します。

### 2 主な改定内容

#### （1）新たな会食のすゝめ

- ・「お酌をしない」こととしていたが、業種別ガイドラインから削除されたため、削除
- ・「真正面の配席を避ける」こととしていたが、必須ではなくなったため削除

#### （2）新たな旅のすゝめ

- ・積極的疫学調査の重点化を踏まえ、「行動歴をメモする」を削除

#### （3）「信州の安心なお店」認証基準

##### ① 飲食業

- ・ 真正面を避ける配席を必須としていたが、対人距離（1 m以上）の確保に変更（距離の確保が難しい場合は、パーティションを設置）
- ・ 対人距離確保の例外に、「少人数の家族利用の場合」、「日常的に接している少人数の知人等の同一グループ」等を追加
- ・ トイレでの「ハンドドライヤーの禁止」を削除

##### ② 宿泊業

デュッフェでは「トンぐ及び箸の交換や消毒」又は「手袋着用」としていたが、「利用前後の手指消毒」に変更

##### ③ その他の業種

持ち帰り・配達飲食サービス業、クリーニング業、理美容業、公衆浴場業、結婚式場業、文化芸術施設、スポーツ施設提供業、遊戯場、パチンコホール、カラオケボックス業、療術業 計 11 業種

「1 m以上の対人距離を確保する」こととしていたが、「利用者同士が触れ合わない程度の間隔」の確保に変更

### 3 改定日 令和5年（2023年）1月17日

産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係  
（課長）合津 俊雄（担当）中山 真吾  
電話 026-232-0111（代表）内線 2905  
026-235-7218（直通）  
FAX 026-235-7496  
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp

観光部 山岳高原観光課 企画経理係  
（課長）小林 伸行（担当）蓬田 豊（よもぎだ ゆたか）  
電話 026-232-0111（代表）内線 3523  
026-235-7247（直通）  
FAX 026-235-7257  
E-mail mt-tourism@pref.nagano.lg.jp